

**「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正等について  
(介護保険最新情報Vol.958等の再周知)**

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(令和4年3月)

# 目 次

1. 介護保険最新情報Vol. 958の概要（ポイント）	2
2. 介護保険最新情報Vol. 958について	8
3. 介護保険最新情報Vol. 959について	30
4. 介護保険最新情報Vol. 957について	34
5. 介護保険最新情報Vol. 977について	37
6. 参考	45

# **1. 介護保険最新情報Vol. 958等の概要（ポイント）**

# 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について【概要】

## 通知改正の経緯

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知(令和3年3月31日)【介護保険最新情報Vol.958】

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」(社保審介護保険部会(令和元年12月27日))として、「質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進めることが必要」等の意見が挙げられている。一方で、介護支援専門員の業務負担の軽減については、現場からの要望の声が挙がるものの、介護保険制度創設以降に大きな見直しは行われていない。
  - 「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業(令和2年度老人保健健康増進等事業)」((株)三菱総合研究所実施)において、現場の実践者を中心に委員会を設置。
  - 居宅介護支援における業務負担の軽減等を通じた環境整備を図る観点や、介護支援専門員を取り巻く環境や業務の変化を前提に、質の担保を図りつつ、対応可能な具体的かつ実質的な業務負担の軽減等の議論を行った。
- ⇒当該事業を踏まえ、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企発第29号)を一部改正し、通知を発出。

## 通知改正の目的・趣旨(ポイント)

※記載要領の冒頭に、ケアプランの意義や位置付けを踏まえ、わかりやすく記載する旨、追加

### 一連のケアマネジメントプロセスを踏まえて作成

#### ○ 居宅サービス計画書(第1表・第2表)・週間サービス計画表(第3表) ⇒ ケアプランの本体となる帳票

- (第1表): 「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」の表現の整理や明確化、「総合的な援助の方針」の具体化や例示 等
- (第2表): 「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」の具体化、「サービス内容」の補足や欄の活用
- (第3表): 趣旨の追加、「主な日常生活上の活動」の例示、「週単位以外のサービス」の解説追加

#### ○ サービス担当者会議の要点(第4表)・居宅介護支援経過(第5表) ⇒ 介護支援専門員等がケアマネジメントを進めるための判断根拠となる帳票

- (第4表): 「会議出席者」の欄の活用や補足、「検討内容」の補足や活用方法 ※当該表の趣旨を踏まえ、第三者が読んでも内容把握、理解できるように記載
- (第5表): 趣旨の明確化、具体的な項目や留意点の提示、モニタリングシート等との重複についての補足や留意点

#### ○ サービス利用票(第6表)・サービス利用票別表(第7表) ⇒ サービスの利用状況や費用について管理するための帳票

- (第6表): 「性別」の欄の男・女の記載削除 ※「利用者確認」の欄や「保険者確認印」の欄等の削除は、別通知において、他の様式とともに改正
- (第7表): 総合事業に係る既存の内容の追加(整理) 等

モニタリング評価  
・生活の将来予測に基づく再アセスメント

# 居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて【概要】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知(令和3年3月31日)【介護保険最新情報Vol.959】

## 通知改正の経緯

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」(社保審介護保険部会(令和元年12月27日))として、「質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進めることが必要」等の意見が挙げられている。一方で、介護支援専門員の業務負担の軽減については、現場からの要望の声が挙がるものの、介護保険制度創設以降に大きな見直しは行われていない。
- 「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業(令和2年度老人保健健康増進等事業)」((株)三菱総合研究所実施)において、現場の実践者を中心に委員会を設置。
- 居宅介護支援における業務負担の軽減等を通じた環境整備を図る観点や、介護支援専門員を取り巻く環境や業務の変化を前提に、質の担保を図りつつ、対応可能な具体的かつ実質的な業務負担の軽減等の議論を行った。

⇒当該事業を踏まえ、「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について(平成22年7月30日)を一部改正し、通知を発出。

## 通知改正の目的・趣旨(ポイント)

### 【今般の改正以外の内容について】

- 発出してから、長期間経過し、各項目に係る取扱いの周知が徹底されていないことや、居宅介護支援事業所と各保険者において、認識が一致しないなどの状況が生じている等のご意見を踏まえ、再周知とともに、項目を追加している。

### 【各項目に係る取扱いの可否について】

- 介護支援専門員の判断を十分に踏まえること
- 各市町村は、可否に係る判断にあたっては根拠を示すこと
- ⇒ 双方が理解できる形で対応がなされることが重要(※)

### ※ 双方が理解できる形で対応がなされるためのポイント(例)

- 各地域の実情を踏まえた基本的な考え方等の整理や合意が図られるように、(居宅介護支援事業所)
- ⇒ 各地域の職能団体等を通じて、意見交換会や協議の場等の開催を各市町村に提案すること(各市町村)
- ⇒ これらの場を積極的に活用し、双方の認識共有、合意形成の一層の充実に努めること

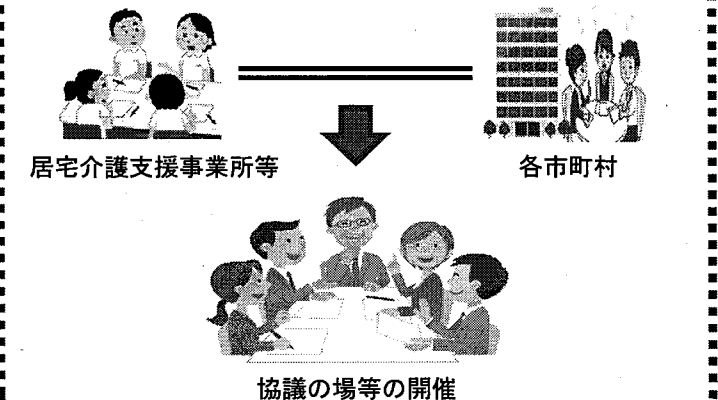
### 【各都道府県に対して】

- 平成30年4月からの指定権限の市町村への移譲に伴い、改めて市町村に対して必要な支援を実施していただくよう、適切な支援や対応をお願いしている。

## 主な項目

- ケアプランの軽微な変更の内容について
  - ・ ケアプランの作成(再周知)
  - ・ サービス担当者会議(再周知・追加)
- 暫定ケアプランについて(追加)
- その他(追加)等

## イメージ



## 介護保険最新情報Vol.958の主なポイント①

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日)

(第1表)

- 「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」の表現の整理や明確化、「総合的な援助の方針」の具体化や例示等を追加しております。
  - 「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」については、従前から記載要領において、当該欄は「課題分析の結果を記載する」旨、お示ししております。ケアプランは利用者本人の計画でありますので、本人の意向は大変重要で、意向があるのは大前提ですが、その意向を踏まえた上で(その意向を根拠に)、専門職である介護支援専門員は、課題分析として、どのような支援を検討し、提案できるのかを記載いただくことが必要です。
  - 通知改正にあたっての一つの理由として、「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業」(令和2年度)の委員会の議論において、様式や記載要領のタイトルと、内容にずれがあるのではないか等のご意見がありました。
  - ついては、「ケアプラン点検支援マニュアル」の趣旨や、委員会の議論も踏まえつつ、今回、整理、明確化の観点から見直しを行いました。
  - 実際にどのように記載すればいいのか、“意向を踏まえた”という前提のため、その根拠として、意向は意向として記載(※)いただきつつ、その意向を踏まえて、アセスメントの観点から、どのような支援が考えられるのか、あるいは望ましいのかをアセスメントにおける身体的、社会性、経済的等の視点から、総合的に勘案した結果を記載することが必要です。
- (※)ケアプランが利用者本人のものであることを踏まえれば、意向を記載することは重要なことです。
- そのため、今回、当該部分の後段で、「その際、課題分析の結果として、「自立支援」に資するために解決しなければならない課題が把握できているか確認する。そのために、利用者の主訴や相談内容等を踏まえた利用者が持っている力や生活環境等の評価を含め利用者が抱える問題点を明らかにしていくこと。」と具体的に補足しています。この内容もケアプラン点検支援マニュアルで記載されています。
  - 以上を踏まえ、課題分析の結果を踏まえた上で、第2表につなげていくことが必要です。

## 介護保険最新情報Vol.958の主なポイント②

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日)

(第3表)

- 趣旨を追加するとともに、「主な日常生活上の活動」の例示、「週単位以外のサービス」の解説を追加しております。
- 特に、「主な日常生活上の活動」については、例示を踏まえ、生活全体の流れが見えるように記載をお願いいたします。
- まだまだ記載漏れなどがあり、活用されていない場合もありますが、毎日の活動が決まっていなくても「主な」ものとして記入を試みるよう促すことが必要です。
- 今後LIFEを活用した取組(特にリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養等の多職種連携)を見据え、毎月のモニタリングを通じて、短中長期的な視点で、これらの利用者の日常生活上の状況を把握するとともに、ケアマネジメントにおける活用をお願いいたします。

(第5表)

- 趣旨の明確化、具体的な項目や留意点の提示、モニタリングシート等との重複についての補足や留意点を追加しております。
- 「居宅介護支援経過」は、介護支援専門員等がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものであることから、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、時系列で誰もが理解できるように記載することが必要です。
- 記載の内容や方法について、例示を挙げておりますので、改めてご確認をお願いいたします。

\* 今後の更なる多職種連携、多職種協働の強化・充実のために、専門的な知見や培われた経験、蓄積を持ち合わせつつ、LIFEや適切なケアマネジメント手法等の取組みの動向も踏まえ、改めてPDCAの視点に基づくケアマネジメントをお願いいたします。

## 介護保険最新情報Vol.959・Vol.977の主なポイント

### 居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて(令和3年3月31日)

- 「「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」(平成22年7月30日課長通知)を一部改正し、発出しております。
- 趣旨としては、平成22年に発出してから、長期間経過し、各項目に係る取扱いの周知が徹底されていないことや、居宅介護支援事業所と各保険者において、認識が一致しないなどの状況が生じている等のご意見がある旨承知しておりますことから、改めて発出いたしました。(再周知)
- また、各項目に係る取扱いの可否については、介護支援専門員の判断を十分に踏まえ、各市町村においては、その可否に係る判断にあたっては根拠を示し、双方が理解できる形で対応がなされるよう、改めて特段のご配慮をお願いするとともに、そのために、日頃から、居宅介護支援事業所におかれましては、例えば、各地域の職能団体等を通じて、今般の各項目に係る取扱いについて、各地域の実情を踏まえた基本的な考え方等の整理や合意が図られるよう、意見交換会や協議の場等の開催を各市町村に提案し、一方、各市町村におかれましては、これらの場を積極的に活用し、双方の認識共有、合意形成の一層の充実に努められますよう併せてお願いしております。
- 各事業所や各種連絡会等への必要な支援を実施していただくよう、上記について、ご承知いただき、適切な支援や対応をお願いいたします。

### 「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業(令和2年度老人保健健康増進等事業)」の報告書について(情報提供)(令和3年5月12日)

- 報告書には、Vol.958、Vol.959に関する各論点に係る議論の内容や調査結果等が盛り込まれております。
- また、日々厚労省が各事業所への訪問において、介護支援専門員御自身が目指している像をお尋ねしていることを踏まえ、当該事業の委員会として、介護保険制度創設から20年が経過し社会情勢や利用者のニーズが多様化する中で、これまで介護支援専門員が果たしてきた役割等を踏まえ、今一度、これからの介護支援専門員は専門職としてどうあるべきか、介護支援専門員自身が考える今後の“目指すべき介護支援専門員像”のイメージを描けるよう、目指すにあたってのポイントを4つの視点で整理しておりますので、研修会や休憩時等において、みなさんの将来像について、ご検討いただききっかけにいただければと存じます。
- さらに、現場でご活躍される全国の介護支援専門員のみなさんへのメッセージ(エール)も発信しております。委員会委員からの個別のメッセージ(エール)もございますので、同じ仲間の気持ちをぜひみなさんにご覧いただきますようお願いいたします。